

**「食品衛生管理の国際標準化に関する検討会中間とりまとめに関する説明会」の  
開催結果について**

食品衛生管理の国際標準化に関する検討会中間とりまとめに関する説明会を全国7箇所で開催した。開催日や参加者数、主な意見は以下のとおりである。

### 1 開催日時及び会場

ブロック	開催日時	会場
関東 信越	10月17日(月) 13:00~15:00	三田共用会議所 講堂 (東京都港区三田 2-1-8)
北海道	10月18日(火) 13:00~15:00	札幌第1合同庁舎内2階 講堂 (北海道札幌市北区北8条西 2-1-1 札幌第1合同庁舎)
近畿	11月1日(火) 13:00~15:00	大阪市立青少年センター KOKO PLAZA 2階エクスプレス・ココ 200 (大阪府大阪市東淀川区東中島 1-13-13)
中国 四国	11月2日(水) 13:00~15:00	広島市保健所3階 大会議室 (広島県広島市中区富士見町 11-27)
東北	11月7日(月) 13:00~15:00	東北厚生局 16階共用会議室 (宮城県仙台市青葉区花京院 1-1-20 花京院スクエア 16階)
九州	11月9日(水) 13:00~15:00	福岡第二合同庁舎 共用第2~4会議室 (福岡県福岡市博多区博多駅東 2-10-7)
東海 北陸	11月14日(月) 13:00~15:00	名古屋合同庁舎第3号館7階 大会議室 (名古屋市東区白壁 1-15-1)

### 2 参加者数

	関東	北海道	近畿	中国 四国	東北	九州	東海 北陸	合計
1) 消費者(団体を含む)	3	2	6	0	1	0	1	13
2) 食品関係事業者	168	43	113	41	28	65	47	505
3) 検査機関関係者	9	3	13	0	3	2	3	33
4) 行政関係者	71	8	39	33	33	44	22	250
5) 報道関係者	9	0	3	0	0	0	1	13
6) その他	21	5	14	7	3	8	8	73
合計	281	61	185	81	68	119	82	887

### 3 主なご質問と考え方

主なご質問	考え方
義務化の対象範囲はどこまでか。国内のみ流通するものも対象か。	食品の製造・加工、調理、販売等を行う全ての食品等事業者が対象になります。
衛生管理計画の具体的な内容はどうか。	<p>基準A及び基準Bいずれの場合も衛生管理計画を作成することになります。</p> <p>基準Aについては、一般衛生管理及びコーデックス HACCP の7原則に基づく衛生管理を含む計画を事業者自らが策定いただくこととなりますが、厚生労働省が既に策定している13業種向けの手引書を参考にさせていただければと思います。</p> <p>基準Bについては、厚生労働省において分野横断的なガイダンスを作成し、そのガイダンスの基本的な考え方を踏まえて、それぞれの業界団体等において手引書を作成していただく予定です。各事業者においては、その手引書を参考に、自らの衛生管理計画を策定いただくこととなります。</p>
基準Bが適用される業種はどこまでか。内容はどのようなものになるのか。	コーデックスガイドラインに基づく HACCP の7原則を要件とする基準（基準A）を原則としますが、従業員数が一定数以下等の事業者、提供する食品の種類が多く、かつ、変更頻度が高い業種、一般衛生管理による対応で管理が可能な業種等の一定の業種については基準Bを適用します。危害要因分析、モニタリング頻度の低減、記録の作成・保管の簡素化、重要管理点設定への規格基準の活用等、基準Aよりも弾力的な運用を可能とします。また、厚生労働省で示しているガイドライン等を基本に衛生管理計画の策定や実施が容易となるよう配慮します。
小規模事業者とは具体的にどのような事業者を指すのか。	従業員数、出荷量等について考慮するとともに、地方自治体等の運用にも留意する観点から、食品表示法等の他法における取扱いも参考にし、判断基準を示す予定です。
食品衛生法の許可業種を拡大する方向なのか。	現在の食品衛生法の許可業種は34業種ですが、それ以外に都道府県の条例により許可業種となっているものもあります。今後、34業種以外の業種も含め、制度化の対象事業者を把握する仕組みを構築するよう検討します。
自治体 HACCP との関係はどうか。	地方自治体における認証制度については、管内事業者における衛生管理の向上のため、それぞれの自治体において独自の基準や要件で設置しているものです。今後の HACCP の制度化の状況を踏まえ、各自治体において活用の仕方を工夫するものと考えます。
民間認証との関係は。認証を取得していれば、義務化の対象外となるか。	民間認証を取得していても義務化の対象になります。ただし、基準Aが要求するコーデックス HACCP と同様の要件を求めている民間認証については、営業許可等の申請書類提出時や監視指導時に、これらの民間認証のために作成された資料や認定書、監査の結果等も活用して HACCP による衛生管理の実施状況を確認することと等により、監視指導の効率化や事業者負担の軽減を図ることに配慮します。

制度化までのスケジュールはどのようなのか。	食品衛生法改正に向けた作業を行いつつ、厚生労働省では業界団体等の協力を得て導入のための手引書やガイダンス作成等の準備を行います。小規模事業者を含む食品等事業者が円滑かつ適切に HACCP による衛生管理に取り組むことができるよう、十分な（数年の）準備期間を設ける予定です。
認証は必要なのか。誰が確認をするのか。どこまで対応すれば HACCP を導入していると認められるのか。	食品衛生法に基づく HACCP の制度化は認証を必要とするものではありません。地方自治体等の食品衛生監視員により、衛生管理計画の作成の指導・助言を行うほか、営業許可手続、立入検査等を通じて、その内容の有効性や実施状況等を検証することになります。
罰則規定はあるか。	適切な衛生管理がなされていない場合、現状と同じように、行政処分が適用されることはありえますが、通常は、まず地方自治体等による監視指導により改善を促すこととなります。
総合衛生管理製造過程の承認制度はどのようなのか。	これまで HACCP の普及に一定の役割を果たしてきた制度ですが、HACCP が全ての事業者に義務づけられた場合、その役割を終えることから廃止の方向で検討しています。ただし、食品衛生法第 11 条第 1 項の規格基準によらない製造加工過程に対する承認（いわゆる例外承認）については、引き続き承認の仕組みを継続することとします。
輸入届出制度にどのような影響があるのか。	国内において HACCP による衛生管理が制度化された場合、内外無差別の観点から、特に国内において基準 A の適用割合が高い食品については、輸入食品に対しても HACCP による衛生管理を輸入の要件とする必要があります。HACCP が義務化された国から輸入する場合は我が国の制度との同等性を確認し、HACCP が義務化されていない国から輸入する場合の対応については、二国間協議において対応することになります。
法律のどの部分を改正するつもりか。	法制的な制度設計は、今後検討する予定としています。
主なご意見（アンケート記入分）	
多くの事業者が取り組めるようにできるだけフレキシビリティが必要。	
国の制度は管理を一元化し、ダブルスタンダードにならないように規格の統一を望む。	
食品の安全確保のため、HACCP の制度化は必須。	
HACCP の導入が最終目的ではなく、導入後の維持管理に重点をおいてほしい。	
中小事業者は人材不足である。また、知識不足でもあり、人材育成が必要である。	
食品衛生監視員の増員とスキルアップが必要。	
衛生管理レベルが向上し、食品の輸出入が円滑に行われることを期待する。	
食品取扱い事業者の大半は中小零細事業者であり、飲食店が多い。現行の食品衛生法で定められた管理運営基準すら守られていない。そもそも HACCP を導入している欧米では食中毒や苦情が減少しているのか。義務化しても対応できない飲食店等が多いのではないか。	
原料供給事業者への啓蒙・指導をお願いしたい。	
原料納品先業者からの過剰な要望が生じないか不安である。	
制度普及に向けた講習会等の実施をお願いしたい。	
一般消費者の理解を深める必要がある。	